

自動体外式除細動器（AED）の 日常・定期点検の実施について

緊急時に使用する AED（自動体外式除細動器）を正常に使用するためには、下記の項目などを日常的にまた定期的に点検する必要があります。

点検は非常に重要ですので、各メーカーが作成している点検表を利用するか、または裏面の点検表を参考に保守管理の徹底をお願いします。

なお、点検表については機器の使用が終了後も 1 年程度の保管をお願いいたします。

また、今後、定期的に管理状況及び利用状況などについて調査を予定しておりますので、その際にはご協力いただきますようお願いいたします。

日常点検

AED 点検担当者の配置
インジケータ等による正常な状態の確認
（各メーカーで表示方法等が異なりますので、ホームページ等をご確認ください）

定期点検（毎月）

外観（亀裂、破損、欠落など）の確認
消耗品（パッド・バッテリー）の交換時期の確認・交換
（一ヶ月前には交換手続きを）
電源を入れ基本動作の確認等を行う

【各メーカーのホームページ】

製造販売業者（販売業者）	製品名	ホームページ
株式会社エムビーエス （大宇ジャパン株式会社）	パラメディック、 アイパッド	http://japan.daewoo.com/index.jsp
日本光電工業株式会社	カルジオライフ	http://www.nihonkohden.co.jp/aed/
日本メドトロニック株式会社	ライフパック	http://www.medtronic-lifepak.com/
株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン	ハートスタート	http://www.philips.co.jp/

AED の設置又は設置場所の変更等を行った場合は、製造販売業者、販売業者又は賃貸業者等を通じ、（財）日本救急医療財団に登録するとともに、北九州市保健福祉局地域医療課（093-582-2678）にご連絡ください。